

○映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
(第 31 条の 10)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年 6 月 23 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 7 年 6 月 28 日

処分基準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 31 条の 10
処分の概要	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 31 条の 8 第 3 項、第 4 項(映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置)
処分基準	別紙 1 のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長

別紙 1

[別紙参照]